常任委員会の審査報告

総務

女性交流支援ルームが設置される
アル・プラザ京田辺店

総務常任委員会（水野恭子委員長：6人）は6月15日に委員会を開き、付託された議案9件の審査を行いました。

内容及び結果は、次のとおり。

◆議案第37号　京田辺市女性交流支援ルーム条例の制定について

株式会社平和堂アル・プラザ京田辺店内に、本市女性交流支援ルームを設置するため、提案するもの。9月1日開設予定。

【賛成全員：可決】

問　支援ルーム開設後、相談室の設置計画はあるのか。

政策推進課長　今まで通り月2回の相談、弁護士相談が月1回及び職員による相談を考えている。

問　条例中に職員が入室を禁じ、退室を命じる事ができるとあるが、何を想定しているのか。

政策推進課長　DVの加害者や泥酔者などを想定している。

問　支援ルーム開設時間は平日の午前10時から午後6時までとあるが、働く女性が利用できないのではないか。

政策推進課長　府では夜間も開設しているので案内し、緊急ダイヤルも考えたい。

◆議案第38号　京田辺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

【賛成全員：可決】

問　具体的に長期複数年契約をする場合の財政上の効果はあるのか。

助役　効果はわからないが、単年度契約では業務上支障をきたすもの等、従来の法律的制約のもとで不都合な事務処理を行ってきたものを、自治法の改正に合わせて、正常化するのが趣旨である。

◆議案第39号　京田辺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

育児や介護を行う職員の早出、遅出勤務の対象範囲が拡大され、留守家庭児童会に子を出迎えるための職員が新たに追加対象となるもの。

【賛成全員：可決】

問　現行の条例制度を利用している職員は何人いるのか。

職員課長　現行制度は平成17年4月から施行しているが、利用している職員はいない。

◆議案第40号　京田辺市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

【賛成全員：可決】

◆議案第41号　京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【賛成全員：可決】

◆議案第42号　京田辺市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について

【賛成全員：可決】

◆議案第43号　京田辺市職員の旅費に関する条例の一部改正について

【賛成多数：可決】

本市の行政改革実行計画や国及び近隣市の状況を勘案し、職員の旅費を見直すもの。具体的には、日当千円を支給したものを、概ね20キロメートル未満は支給しない。また、宿泊料について、市長、助役等の職務にある者（1級）は、基本的に1万3300円とし、その他の職員（2級）は、9800円とするもの。ただし地域で特例を設けている。

問　1級と2級で金額に差をつける根拠は何か。

職員課長　職務、級に応じてふさわしい額がある。国の事例を参考にした。

問　1級と2級で格差をつける必要はないと考える。市民の理解が得られるか。

助役　基本的には、出張を伴う旅費については、現行は概算払いをしている。つまり実費を精算している形である。1級と2級の格差は他市でも導入しているので、ご理解願いたい。

問　今回の改正では、京都市への出張は、日当支給の対象だが、行革の観点から、支給すべきではないと思うが。

職員課長　運用していく中で、課題があれば議論したい。

税制改正を案内するパンフレット

問　今回の条例改正でどれぐらいの費用が抑制されるのか。

職員課長　多くは、日当の部分であるが、推計で年約5百万円程度。

◆議案第44号　京田辺市税条例の一部改正について

【賛成多数：可決】

主な改正内容は、所得税から個人住民税への税源移譲、所得税の現行税率が4から6段階に、及び個人住民税の所得割の現行税率が3段階であるものを一律10％にされるもの。

問　今回の税制改正は、国も国民に負担増を求めないで、税収の一部を国から地方へ振り分けるだけと明言しているが。

助役　総額での負担増にはならないと認識している。

◆議案第47号　京田辺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

【賛成全員：可決】

建設経済

10月から指定管理者制度を導入する
新田辺駅東自転車駐車場

建設経済常任委員会（上田登委員長：7人）は6月16日に委員会を開き、付託された議案1件の審査を行いました。

内容及び結果は次のとおり。

◆議案第49号　新田辺駅東自転車駐車場の指定管理者の指定について

【賛成全員：可決】

新田辺駅東自転車駐車場の管理運営を指定管理者に行わせるため、奈交サービス株式会社を指定管理者として指定するもの。指定期間は平成18年10月1日から平成22年3月31日まで。

問　指定管理者を決定する際、どこで審査したのか。

生活環境課長　5人で構成する市の審査委員会で議論した。

問　16年度から17年度にかけて管理委託料が200万円減額しているが、理由は。

生活環境課長　ローテーションの見直しにより、人件費が削減できた。

問　指定管理者制度を導入するねらいは。

助役　同駐車場の維持管理運営のために、毎年800万円から1000万円を支出してきたが、ゼロになる。財政負担の軽減は大きい。

問　当該管理者は、どのような市民の利便向上策を提示しているのか。

生活環境課長　利用者の意見の聴取、交通弱者への配慮、24時間営業への検討などを提案してきている。

文教福祉

文教福祉常任委員会（塩貝建夫委員長：7人）は6月19日に委員会を開き、付託された請願1件及び議案3件の審査を行いました。

内容及び結果は次のとおり。

◆請願第1号　乳幼児医療費助成制度の拡充を求める請願

【賛成少数：不採択】

乳幼児の病気の早期発見、早期治療及び治療の継続を保障する医療費助成制度は必要である。市のアンケート結果でも、安心して子どもが医療機関を利用できる体制の整備を希望する人が半数を占めるなど、市民の願いが大きい。よって、小学校卒業まで乳幼児医療費助成制度の拡充を求めるもの。

問　この件に関して、市としての認識や方針は。

市長　本来、乳幼児医療費の助成は国策で実施すべき問題。また、小学校へ入学すると保健室があり、一定の健康管理はその学校でできると思う。

問　過疎対策として助成制度の拡充を実施している自治体が多いのではないか。

請願紹介議員　子育て支援策と認識している。

問　拡充をした場合、新たに市の財政負担はどれぐらいか。

請願紹介議員　15年度決算を参考に、年約6000万円程度必要ではないかと試算している。

◆議案第45号　京田辺市立福祉センターの施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【賛成全員：可決】

自治法の改正により公の施設の管理制度が改められたことに伴い、管理委託規定を削除するもの。

問　福祉センターの今後は、委託か直営か。

社会福祉課長　8月31日までは従来通り管理委託、9月1日からは市の直営という考えである。

問　福祉センターは老朽化していることもあるが、今後の方向性は。

社会福祉課長　貸し館としての機能は限界ではないか。利用者の意見も聞く中で、今後については考えていきたい。

8月から指定管理者制度に移行する社会福祉センター

◆議案第46号　京田辺市国民健康保険税条例の一部改正について

【賛成全員：可決】

◆議案第48号　京田辺市立社会福祉センターの指定管理者の指定について

【賛成全員：可決】

社会福祉センターの管理運営を指定管理者として、社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会に指定するもの。指定期間は平成18年8月1日から平成23年3月31日まで。

問　指定管理者制度に移行するメリットは。

社会福祉課長　市民の利便性を考えると、使用料の還付手続きが簡単になる。

問　指定管理者制度移行の場合、開館時間の延長など出来ないか。

社会福祉課長　要望の多かった土曜日の閉館時刻を午後5時から10時まで変更する事ができる。